# 区民の理解を得られない都心低空飛行ルートを撤回する事を求める陳情

平成 30 年９月　日

陳情者
住所　東京都豊島区高松 1－16－1　アビタシオンロセオ 3 階
氏名　としまの空を考える会　代表　吉田雅明
電話番号　090－1663－4538

豊島区議会議長様あて

陳情の趣旨

国土交通省は、羽田空港増便計画として、豊島区上空を低空で飛行し羽田に着陸するルート案を平成２８年４月に発表しました。この間、豊島区内で私たちが求めている教室型説明会を開催せず、個別対応のオープン型説明会のみをのべ５回実施しましたが、区民の理解は全く得られていない状況です。

計画案では、平均で年間 4 割を占める南風の好天時、15 時から 19 時の間の実質３時間、100 機あまりの飛行機が千川駅近くから、東長崎駅、椎名町駅の間を抜けて、落合南長崎駅方面に向けて高度１２００メートルから１０００メートルと徐々に高度を下げて低空で豊島区西部地区を縦断して飛ぶ予定です。2 分に 1 機という短い間隔で休みなく通過する飛行機による幹線道路並みの騒音に住宅や学校が脅かされます。昨年、KLM オランダ航空機の約４.3kg の胴体パネルが飛行中落下し、ルートから３km 離れた大阪市中心部の地上の自動車を破損したように飛行機からの落下物は無くなりません。エンジン爆発などの事故も起きていて住宅街の真上の飛行で事故が起きたらどうなるのでしょうか。アメリカでは資産価値下落で訴訟が起きていますが、日本でも資産価値下落が生じるのではと不安の声が寄せられています。

国交省は、騒音評価は一日で平均するので、豊島区の住宅、学校、保育施設、公共、福祉施設では騒音対策は講じないとしています。事故や落下物対策は制定していくが、無くなるとは明言しません。飛行ルートによる区民の所有不動産の資産価値下落に関与しないとしています。

豊島区議会は、区民の不安と怒りの声に答えて国に対して、以下を行ってください。

記

区民の理解を得られない都心低空飛行ルートは撤回するように、国に意見書を提出してください。

以上

| 氏名 | 住所 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |